

2022年3月16日

関係各位

株式会社花畑牧場におけるベトナム人特定技能労働者の問題について

F U N t o F U N株式会社

当社は、2020年9月以降、株式会社花畑牧場様（以下「花畑牧場様」といいます）との間で締結した支援委託契約に基づき、花畑牧場様から委託を受けて同社に勤務するベトナム人特定技能労働者（以下「対象労働者」といいます）の支援業務を行って参りました。

今般、花畑牧場様と対象労働者の間で水道光熱費の負担に起因した紛争に関し、花畑牧場様から2022年3月14日付で当該紛争の経緯及び事情を説明する文書（以下「本件文書」といいます）が公表されました。

しかし、本件文書には事実とは異なる内容が記載されていますので、下記のとおり、事実関係についてご説明させていただきます。

記

1. 雇用契約の終期が出入国在留管理庁に提出した雇用条件書と異なっていた点について

本件文書には、花畑牧場様が、対象労働者との間の雇用契約の終期が本年3月15日となっていることにつき、当社担当者に確認したところ、当社担当者から『契約期間の終期が3月15日で問題ない』との回答を得た等の記載があります。

しかし、これは事実ではありません。

当社は、花畑牧場様に対し、当初から、対象労働者の就労ビザを出入国在留管理庁（以下「入管庁」といいます）へ申請するに際し、契約期間は1年間とすること、そのため申請時期に応じて契約期間の終期は異なることをご説明し、花畑牧場様のご了解を得て手続を進めておりました。また、入管庁に提出する雇用条件書についても、花畑牧場様に事前にご確認いただき、ご捺印をいただいた上で入管庁に提出しております。当社担当者が、当社の落ち度を認めた事実もございません。

2. 水道高熱費の点について

当社は、花畑牧場様からのご指示の下、雇用条件書に「賃金支払時に控除する項目」に「その他（水道光熱費）」として「約7,000円」と記載し、これを花畑牧場様にご確認、ご捺印

を頂いた上で、入管庁に提出してきました。実際、花畑牧場様も対象労働者の給与から7,000円を控除してきました。ところが、昨年10月以降、花畑牧場様が7,000円を大きく超える金額を徴収されるようになったことから、対象労働者と花畑牧場様との間で紛争が発生したというのが本件の発端です。当社は、水道光熱費の変更の問題が発生した後速やかに花畑牧場様に連絡して適切な対応をお願いして参りましたので、花畑牧場様のご指摘はあたらないものと認識しております。

3. 結語

当社は、登録支援機関として、対象労働者の方々への支援業務を誠実に履行して参りました。今後とも、行政機関のご指導を仰ぎつつ、適切に対処する所存です。

また、引き続きベトナム人の方々安心して働ける職場環境づくりのために努めて参ります。

なお、今回の問題でやむなく花畑牧場様を退職しなければならなくなった方々につきましては、日本における雇用を確保すべく、既に、本人の希望に合わせた新たな仕事の紹介を行っております。

以上